

札幌市長 秋元克広 様

2025年11月20日

日本共産党札幌市議会議員団

団長 池田 由美

2026年度予算に関する要望書

札幌市は「令和8年（2026年）度予算編成について」（10月10日）で、「アクションプラン2023」（5ヶ年計画）で示した財政調整基金の2027年度末残高が、見込みより132億円減少する見通しから、厳しい財政運営が予想されるとして各局の事務経費を25年度比で15%減、同プランで割り当てた政策経費についても削減する方向を示されました。

背景とされる物価高は、異常な円安政策が招いた政府の失政であり、賃上げがされず、年金水準や生活保護基準を抑制、引き下げたことが個人消費を冷え込ませ、経済の停滞、生活の困窮を招きました。扶助費、人件費の拡大も全国に共通したものとなっています。

日本共産党市議団は予算編成にあたって、物価高騰で一番苦しんでいる市民の暮らしや福祉、教育、地域経済の担い手である中小事業者の応援を最優先し、国が進める新自由主義的な経済政策に追随するのではなく、不要不急の大型公共事業などを見直すことを求めてきました。

今回の要望では、新たに、疑問の声が寄せられているMICE施設の整備方針や、団地入居者にも周知されないまま進んでいる市営住宅家賃値上げについて撤回、先日の市長記者会見で記者の質問が相次いだヒグマ対策の予算拡充なども合わせて要望します。

市長においては、新たな政策課題など様々な対応が求められるなかですが、2026年度予算の編成に当たっては、市民から寄せられた切実な願いを前進させていただきたく114項目について要望するものです。

(1) 危機管理局

- 1 避難所の備蓄物資のさらなる充実と備蓄物資の適切な管理に努めること。
 - ・ 避難所における家庭動物のためのスペース確保を検討すること。
- 2 大雪、豪雨や猛暑など自然災害への対策の実施に必要な予算を確保すること。
- 3 泊原発は再稼働せず、早急に廃炉の決断をするよう原子力規制委員会に意見をあげること。

(2) 総務局

- 1 会計年度任用職員の任用限度をなくし、継続して雇用できるようにすること。
- 2 指定管理者制度は利用者と職員にとって継続性が重要となる福祉施設等での雇用継続が図られているかなど検証し、直営化の検討をすること。
- 3 マイナンバーカードの取得は任意であるため、取得していない市民の不利益、サービスの低下をまぬかぬよう留意すること。
- 4 個人情報の自己決定権や保護、プライバシー権を保障する、市の条例、ガイドラインを作成すること。
- 5 札幌市は住民基本台帳の名簿を本人や家族の同意もなく、自衛隊への提供は行わないこと。少なくとも本人や保護者が情報提供を知らないことがないよう、対象者全員に合意の有無を確認するための対策をとること。

(3) まちづくり政策局

- 1 都心アクセス道路の地下トンネル構造は、全国で線状降水帯の被害が拡大しており、危険性が高いことなどから事業の見直しを国に求めること。
- 2 北海道新幹線札幌延伸計画は、トンネル工事から出る有害残土処理に、地域住民の納得を得られていないことを重く受け止め、再検討すること。
- 3 民間再開発における、容積率の規制緩和や高層建築物の許容は、都心の緑や歴史的建造物を高層建築物の間に埋没させることになり、札幌らしさで魅力をアピールするまちづくりに逆行するため見直すこと。
- 4 官民間わず、負担金や補助金が伴う再開発では、規模の縮小を含め計画を見直すこと。
- 5 路面電車の軌道の定時性・速達性は、市民の生活のみならず、観光の魅力となり、近年、各地で注目を集めていることから、JR 札幌駅、苗穂駅、桑園駅への延伸計画の課題を検証すること。
 - ・ 路面電車の定時性確保のため、南1条西4丁目から西8丁目までの区間については、積極的に北海道公安委員会と連携し車両右折禁止にすること。
- 6 全てを民間が担っている市内路線バスは、運転手不足などを主な原因とし、減便が取まらないことから、札幌市の交通計画にある代替交通の拡大で、民間バスの路線につなぐなどの工夫をし、民間バスの乗車率向上と、市民の利便性に寄与すること。
- 7 札幌駅周辺に分散されたバス乗降場は、炎天下や冬季間、悪天候時、また待合室の移動に上下移動があるなど、利用者に不便を強いているため、安心・安全にバス待ちができるよう早急に環境を整えること。

(4) 財政局

- 1 物価高騰対策では、プレミアム商品券の発行、電気やガス料金の補助などの施策が示されていますが、購入しない世帯もあり、広く市民に行き渡る支援策を実施すること。また、国の対策には暖房費がかさむ厳冬地域への上乗せなどはないため、市独自予算も投入した低所得者世帯向け支援をおこなうこと。
- 2 自衛隊基地交付金は、本来の固定資産税相当額との差額を引き続き国に求めること。
- 3 北海道医療構想が進むなか、市立札幌病院は、道内全体の医療ネットワークの核として、医療提供体制の安定化、機能分担の要となることが見込まれますので、経営安定のために札幌市として財政的な支援をすること。

(5) 市民文化局

- 1 犯罪被害支援については、被害者等の精神的、経済的そして社会的な困難から回復し、平穏な生活を取り戻せるよう支援を行うこと。
 - ・ 被害者に寄り添った支援内容となるよう適宜施策を見直すこと。
 - ・ また二次被害を出さぬよう、関係機関等との連携を強化すること。
- 2 男女共同参画推進条例に性的マイノリティの文言の追加をすること。
 - ・ 性的思考・性自認に対する正しい知識の普及、差別や人権侵害が起こらないよう施策を推進すること。
 - ・ 必要な予算を確保し、性的マイノリティに関する理解促進の取組みをすすめること。
 - ・ あらゆる暴力を無くす取組みを強化し、DV被害などに対応して女性支援に取り組むN P O法人への支援を強めること。
- 3 人権問題に対応する人権課を早期に創設すること。
 - ・ インターネット、SNS等による差別的な言動や、他人を傷つけるような発信を許さないという立場をはっきり示し、その考えを広く伝えるための広報・啓発活動を進めること。
 - ・ 札幌市誰でもつながりあう共生のまちづくり条例にヘイトスピーチ解消を位置づけること。
 - ・ 市民一人ひとりの人権意識を高めるための具体化を進めること。
- 4 平和教育の人材育成をすること。
 - ・ 被爆者の体験や資料を後世に伝え、核兵器廃絶と平和を願うことを目的にした、「ノーモア被爆者会館」は、重要な施設です。今後も機能を存続できるよう、関係団体と協議し、要望に応じて財政支援も行うこと。
- 5 アイヌ女性の差別の実態調査を行うこと。
- 6 物価高騰やインボイスの影響を受けている文化・芸術団体の有無について実態を把握すること。
 - ・ 文化・芸術は私たちに生きる力を与え、心を豊かにしてくれます。市民がより身近に文化や芸術に親しめるよう、鑑賞や体験の機会を広げ、特に子ども達が文化・芸術に触れる事業を充実させること。

(6) スポーツ局

- 1 スポーツ施設総量の抑制はやめて、市民が身近で気軽にスポーツできるよう環境整備を図ること。
 - ・ 月寒体育館は現在の場所で更新すること。
- 2 大倉山ジャンプ競技場改修事業における、R5、R6 年度環境調査で、絶滅危惧種の植物や鳥類、ヒグマが確認されました。1000 本もの樹木の伐採は生態系全体に深刻な影響を与えかねません。宮の森ノーマルヒルジャンプ台と大倉山ラージヒルジャンプ台はそれぞれの場所で国際競技規則に従って改修を行うこと。
 - ・ 大倉山の樹木の伐採は行わないこと。
- 3 全小学生対象のスキーリフト料金助成券は、金額を増額し利用できる回数を増やすこと。
 - ・ 学校へのインストラクター派遣等を行い、中学生のウインタースポーツ実施促進を図ること。
- 4 藻岩山キー場は運営形態が変わり、新たな体制となりましたが、市民のウインタースポーツ振興の拠点の役割を担うことから、市民が使いやすいリフト料金、キー授業やスキースクールでの配慮を今後も継続すること。

(7) 保健福祉局

- 1 医療・介護・保育・教育など、人と接することが避けられない仕事の従事者にインフルエンザワクチンとコロナワクチンの接種費用を助成すること。
 - ・ 新型コロナウイルスワクチン接種費用助成について、より接種しやすいよう負担軽減をはかること。また、60歳以下で心臓などの機能障害のある（障害1級相当）場合においても、対象とすること。
 - ・ 帯状疱疹ワクチンの接種費用助成について、費用負担の軽減を図ること。
- 2 保健センターの公衆衛生機能強化を図ること。また、保健所の機能と職員体制を充実させ、保健所の増設に向けて検討をすすめること。
- 3 衛生研究所は、特殊で高度化する検査に対応する知識と技術の習得、経験の蓄積と研究・研修が十分に行える体制と新興、再興感染症に備えること。また、老朽化、狭隘化対策、機器更新のための予算を確保すること。
- 4 病床数を削減する「地域医療構想」の撤回と医師や看護師の定員増を国に求めること。
- 5 新型コロナウイルス感染症は、下水サーベイランスの傾向などから、早期に市民に流行の兆しを発信し、適切な行動をとれるようにすること。
- 6 新型コロナウイルス感染症罹患後症状（後遺症）について、感染時は軽症でも重度の後遺症が長期にわたることもあるため、復帰のための支援方法なども含め、引き続き医療機関、企業や学校への理解促進、周知や啓発を広げること。
- 7 国民健康保険について、保険料を引き下げる。
 - ・ 従来の保険証はマイナ保険証と併用できるように国へ要望すること。
 - ・ 特別療養費の支給はしないこと。
 - ・ 18歳以下の子どもの均等割5割軽減を行うこと。
 - ・ 医療費の一部負担減免制度は、周知を徹底し対象を狭めないこと。失業などの一時的な生活の困窮だけでなく、恒常的に困窮している場合など、医療費を支払うことによって生活ができなくなるような世帯も対象とすること。また、滞納世帯でやむをえない事情の場合、適用可能であることから、滞納があっても相談できるという周知をおこなうこと。また、丁寧に状況を把握し、適用に努めること。

- 8 無料低額診療制度は、利用状況を調査し、国の制度改定を待たず、札幌市独自で薬局にも適用させること。
- 9 子どもの医療費助成制度は所得制限と初診料の一部負担を撤廃し、完全無償化すること。
 - ・ひとり親家庭等医療費助成の親の通院助成の所得制限をなくすこと。
- 10 特定健診の付加検診は、心電図や血液検査などの項目を充実させ、無料とすること。
 - ・乳がんの若年層での早期発見のためにも、対象年齢を拡大し、2年ごとではなく毎年受けられるようにすること。
 - ・40歳未満の在宅がん患者の支援をおこなうこと。
 - ・加齢性難聴の早期発見のため、健康診断の項目に聴力検査を加えること。
- 11 敬老バスの2026年度からの制度縮小をやめること。
 - ・敬老バスの現在のサービス水準を維持するとともに、JRやタクシーでも利用できるよう制度を改善すること。
 - ・再交付については、疾病等の理由で公共交通の利用を諦め返還後、回復し、再交付を希望した場合、再交付できるよう要綱、交付規則を変更すること。
 - ・バス路線が廃止となり、導入されたデマンド交通、地域交通において敬老バスを利用できること。
- 12 介護保険料の軽減を図り、必要なサービスを受けられるようにすること。そのために、保険料の保険料段階設定をさらに増やすなど、保険料の負担軽減を図ること。介護保険料滞納者への給付制限は行わないこと。
- 13 特養ホームに入所できない、ホームヘルプサービスを受けられないなど、必要な介護サービスを利用できない市民を出さないよう、介護事業所の人材不足解消と待遇改善に向けた財政的支援を行うこと。
- 14 地域包括支援センターは、相談・支援が複雑化するもとで、専門職の人材不足が続いていることから、さらなる増員を行うこと。
- 15 介護予防・日常生活支援総合事業において、利用状況と運営状況について実態調査を行うこと。経営安定と、利用者へのサービス維持のための報酬単価の上乗せや加算を行うよう、国に求めること。
 - ・総合事業において、札幌市独自の日常生活支援の新たな施策の検討を行うこと。

- 16 低所得者も入居できるよう軽費老人ホームの整備計画やサ高住の家賃助成を検討すること。
- 17 29人以下の小規模施設事業所の地域医療介護総合確保基金の補助対象を拡大すること。
- 18 加齢性難聴によるフレイルや認知症などの予防効果がある補聴器購入助成を行うこと。
- 19 障がい者相談支援事業所の相談件数が年々増え、内容も複雑化していることから、速やかに対応できるよう引き続き相談員を増員すること。
 - ・ 障がい者協同事業について継続し、支援すること。
- 20 精神障がい者の運賃割引については、バス事業者と協議を進め、必要な支援策を検討すること。
- 21 地域活動支援センターの運営が円滑に行えるよう、さらなる財政的支援を強化すること。
 - ・ 専門資格を持つ職員の配置について、評価する事業報酬とすること。
- 22 手話通訳者や要約筆記者の方など、意思疎通支援者が専門家として生活の見通しを持ちながらこれらの仕事に専念できる収入を保障すること。
 - ・ 市有施設や交通機関で点字の普及をさらにすすめること。タブレット等の活用のほか、公共施設への手話通訳者の配置をすすめること。
 - ・ 放課後デイサービス等の所得制限による自己負担額の軽減を図ること。
- 23 障がい者の日常生活用具について当事者から要望を聞き、給付対象を広げること。市場価格を把握し、基準額の見直しについて定期的に行うこと。
 - ・ 精神障がい者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証は更新時、利用者に対し、案内を行うこと。
- 24 市営住宅において看護・介護・障がい者支援事業所と連携した目的外使用について周知し、拡充すること。

- 25 生活保護制度については、ひきつづき制度の周知、啓発のため地下鉄各駅・ホームにもポスターを掲示を広げるなど、広く周知すること。
- ・ 親族への扶養照会をやめること。
 - ・ エアコン・ストーブの購入について、家具什器費の支給要件を実態に照らし、利用しやすくすること。
 - ・ 冬季加算の特別基準については、生活実態や病状等により、必要な世帯に対し、積極的に認定をすすめること。
 - ・ 2013年以降の生活保護費の減額は違法との最高裁判決から、早急に補償措置を行うよう国へ求めること。
- 26 ケースワーカー（CW）の過度な負担とならないよう保護課職員の増員と福祉資格者の割合を増やすこと。
- ・ 生活保護利用者が知らないために、要件があっても申請に至らない制度もあることから、必要な支援を受けられるようケースワーカーが考える視点を、職員研修や実践で取り入れること。
 - ・ 経験の浅いCWの支援や相談がしやすい体制、環境を整備すること。

(8) 子ども未来局

- 1 児童福祉司と児童心理司を増員し、専門性や経験の蓄積を重視した人事配置とすること。
 - ・ 新たに整備開設された「東部児童相談所」との引継ぎや連携が充分に行えるよう、長時間労働の防止と職員の育成・強化を図ること。
- 2 区保育・子育て支援センター（ちあふる）は、札幌市の公的な保育責任を担い、保育の質の維持・向上、ゼロ歳児から就学前の継続した保育を保障する重要な役割を果たしていることから、公設公営を原則として維持していくこと。
- 3 公立保育所の保育や調理業務は、保育の質を確保するため、委託ではなく、札幌市正職員が担うことが出来るよう採用、人員配置を計画的に行うこと。
- 4 老朽化が進む4つの単独公立保育所の更新を計画し、閉園しないこと。それ以外の単独保育所について、老朽化に備えた修繕・更新計画を策定すること。
- 5 こども誰でも通園制度の本格実施に当たって、試行実施の利用実績に基づく補助単価では実態に合わなくなることが懸念されることから、単価に市が上乗せを検討すること。
- 6 保育所の副食食材費は完全無償化とすること。
 - ・ 0～2歳児の保育料の軽減を図ること。
- 7 保育士の就労継続支援事業を拡充し、処遇改善を図ること。
- 8 待機児童の解消は、子どもの発達を促し補償する観点で、認可保育所の増設・整備を計画的に取組むこと。高架下やビルなどに保育所を設置しないこと。園庭に対する規制緩和を是正すること。
- 9 保育所に延長保育の乳児加算を実施すること。また、一時保育の補助金（ゼロ歳児単価および障がい児単価）の引き上げを行うこと。生活保護法による被保護世帯および市民税非課税世帯からの延長保育料を徴収しないこと。
- 10 民間学童保育について
 - ・ 指導員の処遇改善を引き上げること。
 - ・ 民間学童保育の運営費の更なる引き上げを計画に行うこと。

- ・ 家賃の補助基準は、20年以上同額であることから、実態に見合った補助額や仕組みに改善すること。
 - ・ 生活保護世帯、低所得世帯、多子世帯への保育料減免制度を見直し、拡充すること。
 - ・ 小規模支援加算を拡充すること。
 - ・ 保育料の軽減を図ること。
- 11 若者支援施設は市内 5 カ所の配置を維持し、指定管理者との連携を強化すること。人員増加のための予算を付けること。
- 12 母子生活支援施設は、ひとり親家庭の自立支援として重要な施設であり、しらぎく荘の廃止により減った入所定数を増やすこと。
- 13 産後ケア事業について、必要な方が利用できるよう、利用料金を引き下げるここと。
- 14 医療的ケア児の受け入れ施設の拡大を急ぐこと。

(9) 経済観光局

- 1 農業の鳥獣被害を少なくするために、今後も体制強化を図ること。
- 2 老朽化が進むすすきのゼロ番地ビルの今後のあり方について、市が積極的に関与して、問題の早期解決を図ること。
- 3 燃油、肥料、飼料などの農業資材価格の高騰によって、厳しい経営状況に直面している農業者に対して札幌市として独自の支援を行うこと。
- 4 長期化している価格高騰の等の影響を受けている市内事業所に対する利子補給制度の創設や、社会保険料の事業主負担の軽減を行うこと。
- 5 インボイス制度が導入されて2年、札幌市中小企業支援センターなどの経営相談窓口に来所するのを待つのではなく、札幌市として、フリーランスのクリエイターの方々などが深刻な被害を受けていないかの調査を行うこと。
- 6 老朽化している定山渓足湯「太郎の湯」の改修をすること。
- 7 新MICE施設整備方針は白紙撤回し、既存の施設を積極的に活用するよう検討すること。

(10) 環境局

- 1 ヒグマ関連予算の拡充と体制強化を図ること。
 - ・ ヒグマ関連予算の大幅増額と札幌市環境局熊対策職員の増員を図るほか、専門知識を蓄積し継承していく体制づくりとして、「ヒグマ対策専門員」（仮称）やガバメントハンターを市職員として育成・配置すること。
 - ・ 人慣れや人を恐れないヒグマにさせないために、緩衝帯での追い払いを重視し、ベア・ドッグの導入の検討を進めるなど、人とヒグマの住み分けの具体化を促進すること。
 - ・ 北海道ヒグマ管理計画では、年度ごとに推定生息数を検証しつつ捕獲目標を見直していくことされていることから、道と連携し科学的な生息地域毎の正確な個体数を把握すること。
 - ・ 生ごみの適切な処理や家庭菜園の作物や果樹の放置をしないなどヒグマを誘引させない環境づくりや、ヒグマとの接触を避ける行動や心がけ、「クマ撃退スプレー」の使用方法などヒグマに遭遇した際に身を守る対処方法と安全対策を、講習会や広報さっぽろなどを通じて広く周知すること。
 - ・ 市街地とヒグマ生息地の中間に位置する民間施設等が、ヒグマ侵入を防ぐ電気柵や刈り払い実施する際の支援策を講じること。
 - ・ スクールバス運行など通学路や学校敷地内の安全確保のために支援策を実施すること。
- 2 さわやか収集の利用対象要件である、ホームヘルプサービスを利用していない場合の事情等を考慮することで、対象要件の更なる緩和をすること。
- 3 紙おむつサービス事業は、身体や介護の状況、年齢によって必要とするごみ袋の枚数に違いがあり、節約は困難である。指定ごみ袋が有料であるため、負担に差が生じており、平均ではなく家庭の実態にあった枚数にできるよう工夫すること。
- 4 家庭ごみ処理手数料を引き下げるこ。
- 5 アスベスト含有の市有施設については、引き続き劣化状況調査の結果に基づき計画的な除去等の対策を進めること。

(11) 建設局

- 1 生活道路整備を促進するための必要な予算を確保すること。
- 2 気候変動を考慮し、生活道路の除雪は道路幅を確保し、圧雪厚を幹線道路並みにすること。またそれに必要な予算と人手の確保を行うこと。
- ・ 住民・町内会負担がともなうパートナーシップ排雪制度は廃止し、全ての生活道路の排雪を市が行うこと。
- 3 除雪従事者を確保するため賃金など、労働環境の実態を調査し、待機補償料の引き上げなど市として必要な対策を取ること。
 - ・ 免許取得の補助額をひき上げさらに利用を広げること。
 - ・ 技能訓練や講習の機会を充分とすること。
- 4 公園のトイレに、トイレットペーパーを設置すること。
 - ・ 利用状況を把握し、ベビーチェアやおむつ交換台の設置についても検討すること。
 - ・ 街区公園のトイレは、廃止ありきではなく、災害時の利用も視野にいれ、活用について地域住民と充分に協議すること。
 - ・ 洋式トイレ化については、独自に計画をもって進めること。
- 5 現在進めている車道左端に整備している青色矢羽根型路面標示の安全性について、自転車利用者、自動車運転者の両方に向けた調査を行うこと。
- 6 JR や地下鉄駅周辺の自転車駐輪場の整備をすすめること。2階層の札幌市公共駐輪場については、「子ども乗せ電動サイクル」など幅のある自転車の駐輪スペースを一階部分にも整備すること。
- 7 経年劣化している点字ブロックの補修を早急に行うこと。
 - ・ 車いす利用者等に配慮した切り欠き配置について検討すること。
- 8 森林整備は、私有林のみではなく公有林でも自伐型整備の検討をすること。また、補助制度は実態に合わせて拡充すること。
- 9 みどりの保全を図るため、緑地拡大を促進させること。
 - ・ 緑化状態を測る方法として、樹冠被覆率も活用すること。

(12) 都市局

- 1 市営住宅の応募率は依然として高く、管理総戸数を増やすこと。
 - ・ 単身者、障がい者向け住戸を実態に合わせて増やすこと。
 - ・ 空き住戸修繕を急ぎ、応募戸数を増やすこと。
 - ・ 建て替え時に戸数を減らさないこと。
 - ・ 修繕の自己負担区分の見直しを行うこと。
 - ・ 外断熱改修を導入すること。
 - ・ 2026 年度からの家賃値上げは実施を見送ること。
- 2 市営住宅入居者の収入が減った場合、1か月でも減免できる家賃減免制度の周知を徹底し、制度を縮小しないこと。市営住宅に応募しても入れない市民への家賃補助を検討すること。
- 3 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助について、20年を期限とされているが、国交省によると、制度上、補助はさらに20年延長できるとされていることから、20年で期限とせず延長すること。
- 4 市営住宅のオイルサーバーの設置を検討すること。また、団地内の除雪や草刈りの負担が増えていることから、除雪の助成制度の拡充と草刈りについて支援すること。
- 5 マンション入居者の高齢化に対応し、マンションの管理実態を把握して共用部分のバリアフリー化に助成制度を設けること等、支援策を具体化すること。

(13) 教育委員会

- 1 英語授業の質の向上や安定的な運営体制を図るため、A L Tの直接雇用で安定雇用を図ること。
- 2 中学校にも 35 人学級を拡大すること。
- 3 学校給食の提供は、単独調理方式と親子調理方式を維持すること。
 - ・ 納食センター方式導入を検討している現状について、市民への充分な周知を図るとともに、市民意見を反映し、結論を急がないこと。
 - ・ 納食費の無償化を行うこと。
- 4 就学援助制度の学用品費について、支給後の世帯変更等の対応課題は個別に対応し、現在の後払いから前払いにすること。
- 5 学齢期における読書ばなれの課題解決のためにも、小学校に専任の図書館司書を配置すること。
- 6 教員の労働環境の改善と定数増を図ること。定数欠員については、正規職員の採用で解消すること。期限付教員が希望する場合、優先して正規採用を行うこと。
- 7 学校統廃合に関し、地域住民から「統廃合ありきではないか」等の意見があることから、学校配置検討委員会は、統廃合を前提に進めているものではないことを、住民に周知徹底し、住民合意が不十分なまま、統廃合は行わないこと。
 - ・ 大規模校の適正化を急ぐこと。
- 8 給付型の特別奨学金や奨学金について、対象を増やすこと。
- 9 スクールカウンセラーを常駐することで、児童生徒との信頼関係を築き、相談環境を向上させること。
- 10 避難所となる学校体育館に、エアコン及び網戸を設置すること。
- 11 児童生徒が、どこで学ぼうと札幌市はその学びを補償すべきと考えることから、フリースクールに通う児童生徒も義務教育児童生徒遠距離通学助成金の対象とすること。
 - ・ フリースクールの授業料無償化と運営費用のさらなる拡充を行うこと。

- 12 高等学校等生徒通学交通費助成は、一人ひとりの補助単価をあげること。
- 13 特別支援教育支援員（学びのサポーター）、介助アシスタントは、必要な配置時間と人員を確保すること。
- 14 北海道と協議し、札幌市立の高等支援学校を市内に設置し、市外の学校に通わざるを得ない不平等を正すこと。
 - ・ 全ての中学校に特別支援学級を設置すること。
- 15 「外国人、帰国児童生徒の教育支援事業」の拡充をはかること。引き続き指導協力者の待遇改善ならびに、協力者の確保、研修などを行なうこと。
- 16 スキーリサイクル事業は、回収協力校と協力店を増やすこと。また、リサイクルスターの引き取り日・回収場所を増やすこと。
- 17 スキー学習などのバス料金、就学旅行や中学校の制服代などの学校徴収金や指定物品の購入は保護者負担が重いことから、学習環境の一環として、予算化し、保護者負担の軽減を図ること。
- 18 高校生の1人1台タブレット端末は、保護者負担とせず、全生徒へ貸与すること。
- 19 特別支援学級の教員を増員し、負担を軽減すること。

(14) 選挙管理委員会

- 1 札幌市でも投票率が低下していることから、その改善に努めること。
 - ・ 病院や高齢者施設等の入院患者や入所者が施設内において投票ができるよう、病院や施設との協議を行い、課題の改善を行うことで指定施設を増加すること。